

**第1章 土地利用の基本方針**

- 第1節 市土の特性
- 第2節 市土利用をめぐる基本的条件
  - 1 人口減少社会の進行
  - 2 高速交通網の結節点としての優位性
  - 3 空き家・荒廃農地の増加
  - 4 健全な自然環境の悪化
- 第3節 本計画が取り組むべき課題
  - 1 人口減少社会への対応
  - 2 高速交通網の活用による地域の活性化
  - 3 安全で快適な生活のための調和ある土地利用
- 第4節 市土利用の基本方針

**第2章 土地利用の基本方向**

- 第1節 人口減少社会への対応
  - 1 人口の確保によるコミュニティの維持
  - 2 地域特性を生かした機能の集約化
  - 3 機能集約したまちのネットワーク化
- 第2節 高速交通網の活用による地域の活性化
  - 1 都市機能の充実
  - 2 佐久ブランドの発信と産業振興の推進
  - 3 土地利用の適正な誘導
  - 4 交流と賑わいの創出
- 第3節 安全で快適な生活のための調和ある土地利用
  - 1 災害に強い安心生活都市
  - 2 地域の魅力を生かしたまちづくり
  - 3 自然環境との共生
  - 4 良好な環境の保全と美しい景観の形成

**第3章 利用区分ごとの規模の目標及びその地域の概要**

- 第1節 利用区分ごとの規模の目標
    - 1 基準年次及び目標年次
    - 2 目標年次における人口及び世帯数
    - 3 利用区分
    - 4 規模の目標の設定法
    - 5 目標年次における規模の目標
  - 第2節 地域別の概要
    - 1 地域区分
    - 2 地域別土地利用
      - (1) 浅間地域
      - (2) 野沢地域
      - (3) 中込地域
      - (4) 東地域
      - (5) 臼田地域
      - (6) 浅科地域
      - (7) 望月地域
- } 旧市町村を基本とする

**第4章 目標達成のために必要な措置**

- 第1節 公共の福祉の優先
- 第2節 国土利用計画法等の適切な運用
- 第3節 地域整備施策の推進
  - 1 都市機能拠点ゾーン
  - 2 市街地整備ゾーン
  - 3 地域拠点ゾーン
  - 4 農地保全ゾーン
  - 5 山林保全ゾーン
  - 6 健康増進・ふれあい・交流ゾーン
- 第4節 市土の保全と安全性の確保
- 第5節 環境の保全と美しい市土の形成
  - 1 豊かな自然環境の保全
  - 2 良好な地球環境の保全
  - 3 快適な生活環境の創出
- 第6節 土地利用の転換の適正化
  - 1 土地利用の転換
  - 2 農地の利用転換
  - 3 森林の利用転換
  - 4 大規模な土地利用の転換
  - 5 混在地における土地利用の転換
- 第7節 土地の有効利用の促進
  - 1 農地
  - 2 森林
  - 3 水面・河川・水路
  - 4 道路
  - 5 住宅地
  - 6 工業用地
  - 7 その他の宅地
  - 8 低・未利用地等
- 第8節 市土の市民的経営の推進

**資料編**

- 1 計画の前提となる指標(人口・世帯数)
- 2 土地利用の推移と目標
  - 1 農地
  - 2 森林
  - 3 水面・河川・水路
  - 4 道路
  - 5 宅地
  - 6 その他
- 3 土地利用転換表
- 4 土地利用区分の定義と面積の把握方法
- 5 土地利用現状図
- 6 土地利用概念図
- 7 国土利用計画(佐久市計画)策定経過
- 8 諮問書
- 9 答申書

【国土利用計画の概要】

国土利用計画とは・・・

土地基本法及び国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と調和のとれた持続的発展を目的として、市土の利用に当たって必要な事項を定めた市土の利用に関する行政上の指針。

◎ 基準年次及び目標年次

基準年次:平成26年、目標年次:平成38年

※第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に応じて見直しを行う

◎ 目標年次における人口及び世帯数

人口:97,000人(将来展望)、世帯数:44,000世帯程度

(※第3章に記載予定)

第2節 高速交通網の活用による地域の活性化

1 都市機能の充実

- (1) 佐久広域圏の中心拠点の魅力や都市力向上
- (2) 高速道路・幹線道路等の整備推進

2 佐久ブランドの発信と産業振興の推進

- (1) 優良農地の保全及び作物ごとの団地化・集約化
- (2) 医療・福祉など地域資源の活用
- (3) 工業団地の整備と企業誘致
- (4) 連携による地域の活性化

3 土地利用の適正な誘導

- (1) 新たな開発需要に対する適正な誘導
- (2) 居住の分散の防止
- (3) 適正な土地誘導

4 交流と賑わいの創出

- (1) 低・未利用地の有効利用
- (2) オープンスペースなど、ひとの集いの場の創出
- (3) 晴天率の高さなど自然環境を生かした特産品等の発信

第3節 安全で快適な生活のための調和ある土地利用

1 災害に強い安心生活都市

- (1) 減災面での市土の保全と安全性確保のための土地利用
- (2) ハードとソフトによる総合的な防災・減災対策の推進
- (3) 「災害が少ないまち」から、さらに「災害に強いまち」を目指す

2 地域の魅力を生かしたまちづくり

- (1) 伝統ある文化など歴史的資源を生かした魅力的なまちづくりの推進
- (2) 豊かな自然環境の中での快適な暮らしの良さを発信
- (3) 健康長寿を体験できるまちづくりの推進

3 自然環境との共生

- (1) 自然との共生を図り、限りある自然の有効活用の推進
- (2) 環境エネルギー施策の推進
- (3) 生物多様性の保全
- (4) 森林セラピー等の森林の癒し効果の享受

4 良好な環境の保全と美しい景観の形成

- (1) 都市景観と自然景観の調和に配慮した美しい景観の形成

第1節 市土の特性

第2節 市土利用をめぐる基本的条件

- 1 人口減少社会の進行
- 2 高速交通網の結節点としての優位性
- 3 空き家・荒廃農地の増加
- 4 健全な自然環境の悪化

第3節 本計画が取り組むべき課題

- 1 人口減少社会への対応
- 2 高速交通網の活用による地域の活性化
- 3 安全で快適な生活のための調和ある土地利用

第4節 市土利用の基本方針

- 1 特性を最大限に生かした土地利用の推進
- 2 都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- 3 安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- 4 地域特性による機能の集約と連携
- 5 経済の活性化と地域社会の維持
- 6 豊かな暮らしを営む健康長寿のまちづくり

第1節 人口減少社会への対応

1 機能の集約と連携によるまちの形成

- (1) 人口の確保によるコミュニティの維持
- (2) 地域特性を生かした機能の集約化
- (3) 機能集約したまちのネットワーク化

## 第二次国土利用計画(佐久市計画)策定スケジュール

8月	<p>総合計画計画 部会審議</p> <p>基本構想案</p> <p>↓</p> <p>パブリックコメント(予定)</p> <p>骨子案</p>
9月	<p>総合計画計画 部会審議</p>
10月	<p>総合計画審議会</p> <p>素案</p> <p>↓</p> <p>パブリックコメント 住民説明会(予定)</p>
11月	<p>総合計画審議会</p> <p>案</p>
12月	<p>県調整</p>
1月	<p>決定</p>
2月	